



平成 26 年 12 月 24 日

各 位

会 社 名 スターバックス コーヒー ジャパン 株式会社
代表者名 代表取締役最高経営責任者(CEO) 関根 純
(JASDAQ・コード 2712)

問合せ先 執行役員 戦略・ファイナンス・サプライチェーン担当 北川 徹
(TEL 03-5745-5577)

臨時株主総会及び普通株主による種類株主総会のための基準日設定に関するお知らせ

当社は、平成 26 年 12 月 24 日付けの取締役会決議により、平成 27 年 2 月開催予定の臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)及びこれと同日に開催予定の当社普通株式の株主による種類株主総会(以下「本種類株主総会」といいます。)と、本臨時株主総会と本種類株主総会を総称して「本株主総会」といいます。)のための基準日設定について、下記のとおり決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 本株主総会に係る基準日等について

当社は、本株主総会において議決権を行使することのできる株主を確定するため、平成 27 年 1 月 16 日(金曜日)を基準日と定め、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、本株主総会において議決権を行使することのできる株主とすることを決議し、以下のとおり当該基準日に関する公告(以下「本基準日設定公告」といいます。)をいたします。

- (1) 基準日 平成 27 年 1 月 16 日(金曜日)
- (2) 公告日 平成 26 年 12 月 26 日(金曜日)
- (3) 公告方法 電子公告(当社ホームページに掲載いたします。)

<http://www.starbucks.co.jp/>

2. 本株主総会の日程・付議議案等について

平成 26 年 9 月 24 日付けの当社プレスリリース「Solar Japan Holdings 合同会社による当社株券等に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」及び平成 26 年 11 月 7 日付けの当社プレスリリース「支配株主等である Solar Japan Holdings 合同会社による当社株券等に対する公開買付け(第二回)に関する意見表明のお知らせ」に記載のとおり、本臨時株主総会において、当社において普通株式とは別の種類の株式を発行できる旨の定款の一部変更を行うことにより、当社を会社法(平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。以下同じです。)の規定する種類株式発行会社とすること、当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項(会社法第 108 条第 1 項第 7 号に規定する事項についての定めをいいます。以下同じです。)を付す旨の定款の一部変更を行うこと、及び当社の当該全部取得条項が付された普通株式の全部(但し、当社が所有する自己株式を除きます。)の取得と引き換えに別の種類の当社の株式を交付することに係る議案を付議する予定です。また、本臨時株主総会にて上記の議案のご承認をいただき、上記に係る定款の一部変更の効力が発生しますと、当社は種類株式発行会社となること、上記に係る定款の一部変更の効力を生じさせるためには、会社法第 111 条第 2 項第 1 号に基づき、本臨時株主総会における上記の承認に係る決議に加えて、株式の内容として全部取得条項が付される当社普通株式を保有する株主を構成員とする種類株主総会の決議が必要になるため、本臨時株主総会と同日に本種類株主総会を開催する予定です。当社は、本基準日設定公告により、本臨時株主総会及び本種類株主総会において権利を行使することができる株主を定めるための基準日を設定することといたしました。

なお、本株主総会の開催日時、開催場所及び付議議案の詳細等につきましては、決定次第改めてお知らせいたします。

以 上